

新型コロナウイルス感染症に係る支援策のご案内

【市民生活に関する支援】

| No. | 区分 | 事業名 | 問合せ先 |
|--|-----|---------------------------------|---|
| 1 | 市 | 市税（国保税含む）の猶予 | 伊東市収納課 0557-32-1292 |
| | | 対象者 | 令和2年2月1日以降に納期が到来する市税（国保税含む）の納付が困難になると見込まれる方 |
| 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する猶予制度 | | | |
| 2 | 市 | 水道料金・下水道使用料の支払い猶予 | 伊東市水道課 0557-32-1831 |
| | | 対象者 | 水道料金、下水道使用料の納付が困難な方 |
| 新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方に対する支払い猶予 | | | |
| 3 | 市 | コミュニティセンター使用日の使用料の全額還付 | 伊東市生涯学習課 0557-32-1961 |
| | | 対象者 | 使用予定日までに申し出があったもの ※当面の間実施 |
| 各施設について、新型コロナウイルス対策を理由に使用中止の申し出があったものに関し、指定期間までの納付済み使用料の全額を還付する。 | | | |
| 4 | 市 | 生涯学習センター使用日の使用料の全額還付 | 伊東市生涯学習課 0557-32-1961 |
| | | 対象者 | 使用予定日までに申し出があったもの ※当面の間実施 |
| 各施設について、新型コロナウイルス対策を理由に使用中止の申し出があったものに関し、指定期間までの納付済み使用料の全額を還付する。 | | | |
| 5 | 市 | 社会体育施設使用日の使用料の全額還付 | 伊東市生涯学習課 0557-32-1964 |
| | | 対象者 | 使用予定日までに申し出があったもの ※当面の間実施 |
| 各施設について、新型コロナウイルス対策を理由に使用中止の申し出があったものに関し、指定期間までの納付済み使用料の全額を還付する。 | | | |
| 6 | 市 | 学校施設（学校開放事業）使用日の使用料の全額還付 | 伊東市生涯学習課 0557-32-1964 |
| | | 対象者 | 使用予定日までに申し出があったもの ※当面の間実施 |
| 各施設について、新型コロナウイルス対策を理由に使用中止の申し出があったものに関し、指定期間までの納付済み使用料の全額を還付する。 | | | |
| 7 | その他 | 生活福祉資金貸付制度・緊急小口資金 | 伊東市社会福祉協議会 0557-36-5512 |
| | | 対象者 | 休業等により収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 |
| 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行う （貸付上限額） ・10万円以内（学校等の休業等の特例20万円以内） | | | |
| 8 | その他 | 生活福祉資金貸付制度・総合支援資金 | 伊東市社会福祉協議会 0557-36-5512 |
| | | 対象者 | 収入の減少や失業により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 |
| 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う （貸付上限額） ・2人以上 月20万円以内 ・単身 月15万円以内 ※貸付期間 原則3か月以内 | | | |